

2014年11月7日

報道関係者各位

「幸福の科学大学」設置不認可への異議申立について

本日、幸福の科学大学に関する文部科学省の大学設置・学校法人審議会の答申に基づく下村文科相による不認可処分（平成26年10月31日）に対して、下記のように、文部科学大臣への異議申立を行いましたので、お知らせ致します。（詳しくは、別紙の「異議申立書」をご参照ください）

記

第1 異議申立てに係る処分

学校法人幸福の科学学園が行った幸福の科学大学の設置の申請に対する文部科学省による平成26年10月31日付の不認可処分

第2 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成26年10月31日

第3 異議申立ての趣旨

「本件処分を取消し、幸福の科学大学の設置を認可する。」との処分を求める。

第4 異議申立ての理由

- ① 今回の文部科学省の「霊言（霊言集）」への判断は、憲法で保障する「学問の自由」「信教の自由」を侵害するものであり、明白に憲法に違反する極めて不当なものであること。
- ② 申立人に存在しない“不正の行為”による判断においても、「信教の自由」「表現の自由」に違反し、行政裁量を逸脱していること。